

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
(株)イトウ建材店  
秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下74-10
2. 指名停止措置期間  
令和4年4月21日から令和4年7月20日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要  
(株)イトウ建材店の会長は、秋田県鹿角市発注工事の入札において、前鹿角市長から入手した情報を基に落札したとして、令和4年3月2日、秋田県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
5. 指名停止措置理由  
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第10号に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070